

農地・水・環境保全向上対策

「田んぼまわりの生き物調査」

Q & A

(未定稿)

平成19年7月

栃木県農地・水・環境保全向上対策推進協議会

問1 生き物調査に全ての活動組織が取り組むことは、栃木県独自の要件と聞いているが、どうして要件としたのか？

- 本県の農村は、美しい田園風景や多くの生き物に恵まれており、これを良好な状態で次の世代に継承していくことが大切です。また、こうした健全な生産環境は農産物の高付加価値化などの地域振興にもつながる可能性を持っています。
- そこで、多くの参加者が楽しく継続的に取り組みながら、身近な環境に対しての関心を持ち、見直していく、さらには一体的な取組を通じた集落の活性化につなげていくための「きっかけ」として、生き物調査に全地区で取り組むこととしました。
- こうした調査の目的を十分理解していただき、子供から高齢者までの幅広い人の参加の下に、協力し合って取り組んで下さい。

問2 調査は研修会で説明のあった「とちぎの田んぼまわりの生き物調査の手引き(以下：手引き)」に沿って行うこととするのか？

- 手引きは、生き物調査の共通的な内容を定めたガイドラインですので、これに基づき調査することを基本として下さい。
- 但し、地域の話し合いの下に、調査場所・回数、対象とする生き物の種類を増やすなど、調査内容を充実させていくことは可能ですのでチャレンジしてみてください。
- また、今まで地域で行ってきた調査を継続する、あるいは地域独自の調査を希望する場合は、手引きに基づく調査に加えて取り組むことを検討して下さい。
- なお、地域の様々な状況から、手引きに沿った調査が困難な場合は、県協議会に相談して下さい。

問3 調査場所は集落ごとに1カ所以上とされているが、活動区域内に集落の一部しか含まれていない場合の考え方は？

- 集落ごとに1カ所以上は基本ですが、活動区域内に集落の一部しか含まれていない場

合は、地域で十分話し合っ隣集落と共同で行うなどの方法を検討して下さい。

○また、この場合の集落について厳密な定義付けはしていませんが、子供会（育成会）単位、地域の公民館単位のイメージを想定しています。

判断が難しい場合は、県協議会に相談して下さい。

問4 調査は、手引きに掲載されている「魚類」「両生類・爬虫類」「水生昆虫」「甲殻類・貝類」「植物」「鳥類」「トンボ」の全てを対象とするのか？

○「魚類」「両生類・爬虫類」「水生昆虫」「甲殻類・貝類」「植物」は全ての地区で対象とすることを基本としています。

○「鳥類」や「トンボ」、さらには地域の話し合いにおいて独自に調査した方が良いと思われる生き物を追加で調査していただいても結構です。

問5 調査に際しては、参加者は必ず保険等に参加しなければならないのか？

○強制ではありませんが、不測の事故等に対する実施主体の責任を果たす上でも、出来るだけ保険に参加して下さい。

保険加入に係る費用は、支援交付金から支出することが出来ます。

また、保険の具体的な種類及び内容は、最寄りの保険会社又は県協議会に相談して下さい。

問6 調査に際しては、必ずアドバイザー等の専門家の指導を受けなければならないのか？

○生き物調査を楽しく、かつ効果的に進めるためには、生き物に詳しい人から助言を受けることは大変有効です。

○但し、必ずしも専門家等と言われる人でなくても、地域において魚や虫、植物等に詳

- しい人から指導・助言を受ける方法も考えられますので、地域で検討して下さい。
- どうしても地域に適任者が居ない場合は、栃木県農地・水・環境保全向上対策アドバイザーの活用を検討して下さい。

問7 アドバイザーを依頼する場合の方法は？また、謝礼はどの程度となるのか？

- 栃木県農地・水・環境アドバイザーに依頼する場合は、手引きのアドバイザーリストに記してある連絡先に問い合わせして下さい。
- リストの連絡先が「県協議会」と記されている場合は、「組織名、代表者名（連絡先）、調査日、調査場所、参加者の概要、対象とする生き物、アドバイスを受けた内容（生き物の種類）」等を県協議会に連絡願います。
- 県協議会では、要望にあったアドバイザーを紹介しますので、詳細については「組織とアドバイザー」間で相談して下さい。
- アドバイザーへの謝礼等については、基本的には組織とアドバイザー間の相談により決定していただくこととなります。

問8 生き物調査に参加した子ども達に、日当を支払うことは可能か？

- 参加した子ども達には、記念品（図書券や文房具など）などを配布しているケースが多いと聞いています。

問 9 調査は、「田んぼ」「田んぼまわりの水路」「田んぼまわりの土手」のいずれかで行うのか？

- 調査は、「田んぼ」「田んぼまわりの水路」「田んぼまわりの土手」で実施することとされていますが、「この中の何処か」ということではなく、「全てで行う」ことを基本として下さい。(地域の話し合いで「ため池」を加えても結構です)
- 現場の条件が可能ならば、「田んぼだけ」とか「水路だけ」とか限定せずに、調査地点周辺の「田んぼ」「水路」「土手」で自由に調査できるよう検討して下さい。
この場合、参加人数が多い場合はグループ分けして「田んぼ」「水路」「土手」を同時に行う方法もありますし、人数が少ない場合は「田んぼ」「水路」「土手」と順番に行う方法も考えられます。

問 10 研修会で配付された「生き物シート」を出来るだけ多くの参加者に配りたいが、増刷の方法は？

- 「生き物シート」は捕まえた生き物の観察や種類の確認に必要な資料ですので、出来るだけ多くの参加者に配付する必要があります。
- 基本的には、各活動組織で支援交付金を活用して「生き物シート」をカラーコピーなどで増刷して下さい。
- ホームページに掲載し、自由にダウンロードさせるといった方法もありますが、シートに掲載している写真の著作権の関係から容易にはできない状況です。

問 11 調査票に記載されていない生き物を捕まえた場合の記録方法は？

- 調査票には、栃木県に多く生息している種類を掲載しています。
これ以外の生き物等を捕まえた場合は、調査票の余白に記載するか、別紙（メモでも可）に記載し、写真を撮影して下さい。

問 1 2 生き物調査に際して必要な「特別採捕」とは、どのようなものか？

○特別採捕について

漁業調整及び水産資源の保護培養などを目的として栃木県内水面漁業調整規則が制定されており、次に掲げられている事項については制限が設けられたり、禁止となっているものがあります。

- ① 採捕の期間 (第 2 7 条) ② 全長の制限 (第 2 9 条)
- ③ 漁具漁法の制限 (第 3 0 条) ④ 採捕の区域 (第 3 1 条)

○栃木県における許可申請

対策の事業主体である県協議会では、調査結果のとりまとめを行うこととしているため、活動組織に代わって申請することとしています。

○調査にあたっての留意事項

- ◆許可となる調査は、農地・水・環境保全向上対策に係る「生き物調査」に限定されます。
- ◆県協議会から「許可証」の写しを送付しますので、調査実施にあたっては**必ず携**行して下さい。
- ◆許可の期間は平成 1 9 年 1 1 月 3 0 日までとなります。
これ以外の期間で調査を行う場合は、各活動組織から再度許可申請を行って下さい。
- ◆農地・水・環境保全向上対策に係る「生き物調査」であることがわかるよう標識を設置して下さい。(問 1 4 参照)

問 1 3 来年度以降も「特別採捕」の申請手続きは協議会で行ってくれるのか？

○基本的には対策期間中の許可申請は県協議会で一括して行い、許可証の写しを各組織に配付することとします。

問 1 4 生き物調査に際して設置する標識とはどのようなものか？

例)

「生き物調査実施中」

農地・水・環境保全向上対策

組織名（例：〇〇〇〇隊）

大きさはA4判程度
普通紙を紙挟みに
挟む程度で良い



A4判のコピー紙

竹などでも結構です



組織名を記入

問 15 調査に際して、注意すべき生き物とはどのようなものですか？

○ヤマカガシ、マムシ

怒らせないようにそっと離れる。

※山間部に近い所で調査する場合は、厚手のゴム手袋を準備するとともに、血清のある病院を事前に確認しておく。

○スズメバチ、アブ その場に座ってじっとしている。

※黒い色の帽子は危険です。

○ミシシippアカミミガメ 噛むので、頭の方からつかまない。

○ギバチ ひれに鋭いトゲがあるので注意する。

○マツモムシ、ナベブタムシ → 強く握るとさされる。

※調査を始める前に、参加者への周知をお願いします。

問 16 捕まえた生き物の数はどの程度正確に把握するのか？

○生き物の種類ごとに概数を把握することとしていますが、少数の場合は数えた数を記入し、多数の場合は概数で記入して下さい。

例えば 10 以下の場合 3 とか 8

100 以下の場合 約 20 とか 約 60

500 以下の場合、約 100 とか 約 300

問 17 写真は捕まえた全ての生き物について撮影するのか？

○生き物は大変多くの種類になると思いますが、せっかくみんなで捕まえた成果ですので、出来るだけ写真を撮影しましょう。

○同じ種類の場合は、出来るだけ大きな個体で撮影する方が良いと思われます。

問 18 調査で捕まえた生き物は家に持ち帰って飼育しても良いか？

○原則として、捕まえた場所で放して下さい。

問 19 調査結果の話し合いの調査票で、子ども用がありますが、具体的にはどのようなことを行えば良いのですか？

○調査を通して、生き物の昔と現在の状況を比べてみる、生き物と地域の結びつきなどを調査する、参加者のまとまりを強いものにするといった効果を期待しています。

○そこで、子ども達が地域の大人や高齢者から次の項目を聞き取り、その話を調査票にまとめていくこととしました。

- ①昔の魚とりやカエルとりのこと
- ②昔、食べていた田んぼまわりの生き物（例えば、ドジョウ、フナ、アカガエル、タニシ、ヨモギ、セリなど）
- ③遊びで親しんでいた田んぼまわりの生き物（例えば、トンボ、クモ）
- ④最近いなくなった田んぼまわりの生き物（例えば、ホタル）
- ⑤生き物の地方名（例えば、シマドジョウはスナサビ、ツチガエルはイボガエルなど）

問 20 調査結果の話し合いの調査票で、調査の感想や話し合いの結果を記載することとされているが？

○調査を行った感想、調査結果や地域における生き物の今昔の違い等について、地域のみんなで話し合い、調査票にまとめて下さい。

- ①調査結果について
- ②昔は居たけど居なくなった生き物
- ③地域の生き物を増やすにはどうしたらよいか

問 2 1 位置図の作成方法は？

- 各活動組織で策定した活動計画に付いている「位置図」をコピーし、生き物調査を行った場所を明記して下さい。

問 2 2 調査結果は、いつまでに、何部、どこへ提出すればよいのか？

- 調査結果は、県協議会でとりまとめていくこととしています。
各組織においては、資料を整理・とりまとめた後、市町を介して県協議会に提出して下さい。
出来れば、市町、県、県協議会への3部を提供されるよう御協力願います。

問 2 3 特定外来生物の具体的な取扱は？

- 外来生物法では、対象となる特定外来生物を捕まえた場合、持ち帰ることを禁止しています。
また、栃木県では対象となる特定外来生物を捕まえた場合は、その場所に放すことを禁止しています。
- 従って、対象となる特定外来生物を捕まえた場合は、その場で殺処分して下さい。

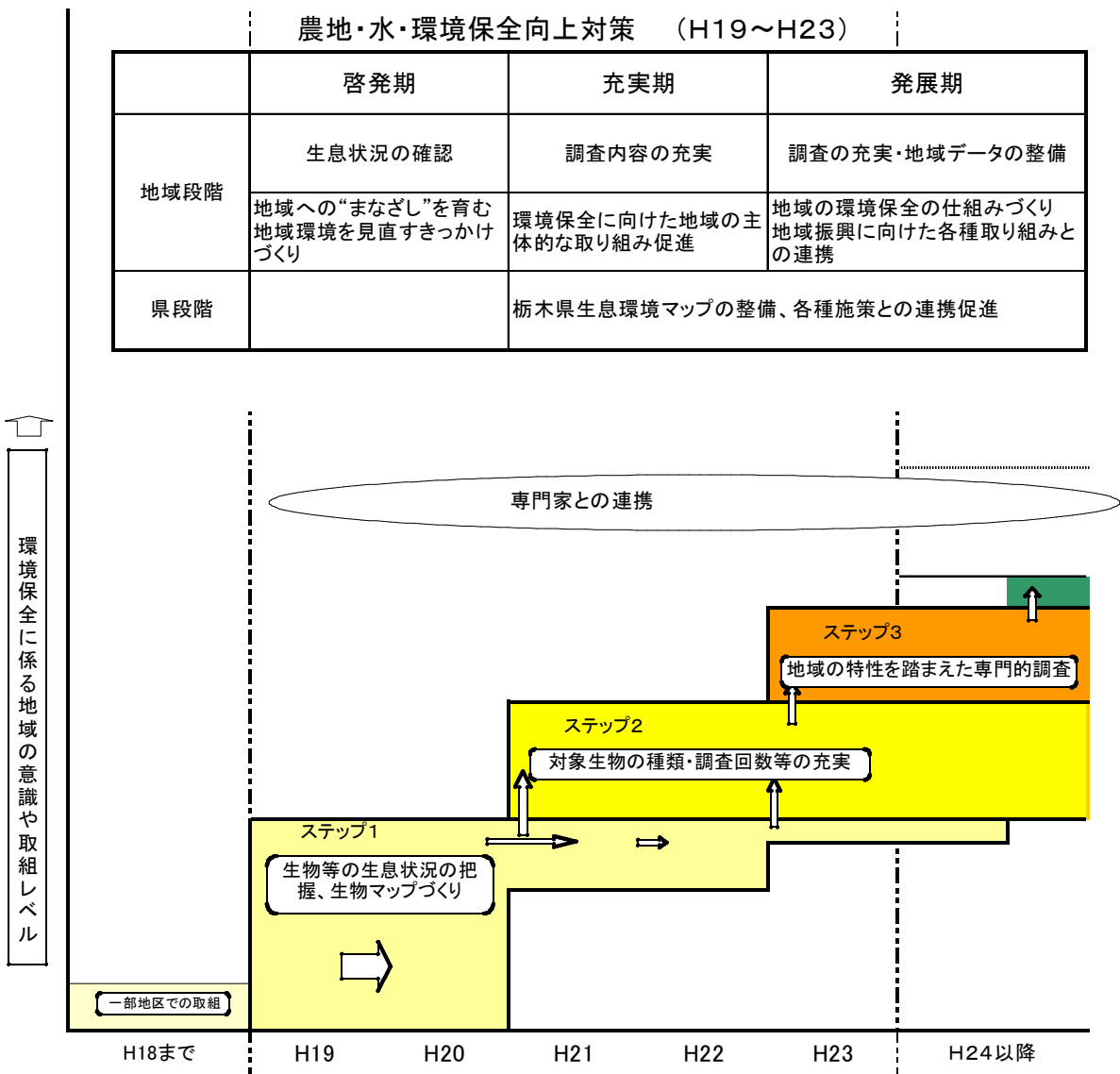
問 2 4 今後 5 年間、同じ内容の調査を行っていくのか？

○生き物調査は取組要件ですので、対策期間の 5 年間は継続して実施していくこととなります。

○但し、取組状況や調査結果等を踏まえながら、調査の内容を毎年度ステップアップさせていければと考えています。

詳細については、様々な意見を参考にしながら検討していく予定です。

生き物調査を通した取組のステップアップ



問25 研修会で配られた「田んぼの生き物調査（魚・カエル編）」や「生きものもごはんも田んぼのめぐみ」の下敷きはどのようにすれば入手できるのか？

○「田んぼの生き物調査（魚・カエル編）」下敷き

発行 社団法人 農村環境整備センター TEL 03-5645-3671

○「生きものもごはんも田んぼのめぐみ」下敷き

発行 NPO法人 農と自然の研究所 TEL 092-326-5595

○発行元では、各組織からの個別申し込みに対する対応が難しいため、県協議会でまとめて注文することとしていますので、希望する場合は申し込み下さい。

○発行元に在庫がない場合、日数を要しますので、余裕を持って申し込み下さい。